

会員 各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 堀 内 龍 也

日本病院薬剤師会の一般社団法人への移行について

平素より薬剤師業務向上のためにご活躍いただいておりますことに敬意を表します。

新公益法人制度が施行されており、新しい制度へ移行することが求められておりますが、本会は、平成23年6月22日付で内閣総理大臣から一般社団法人へ移行することを認可され、7月1日付で移行登記を完了し、同日より「一般社団法人 日本病院薬剤師会」として新たな出発をいたしました。

本会は昭和28年に活動を開始し、昭和46年に社団法人格を取得し、定款に定める「病院診療所に勤務する薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬学特に専門分野である臨床薬学、病院薬学及び病院薬局業務一般の進歩発達を図ることによって国民の厚生福祉の増進に寄与すること」を目的として活動を行って参りました。

昭和28年の活動開始当時の会員数は150人でありましたが、平成23年3月時点では約3万7千人の病院診療所に勤務する薬剤師並びに約4千人の大学、保険薬局などの薬剤師が本会に入会され、自己研鑽に邁進し、医療薬学の実践と発展を図り、薬の専門家として最適で安全な薬物療法に責任を持つ活動を目指しております。そのため、従来の本会の目的、事業等は可能な限り一般社団法人への移行後も継続して参ります。以下に、目的、事業、運営方法の重要な変更点を記載します。

目的には、「都道府県病院薬剤師会との連携」及び「質の高い薬物療法の確保を図る」ことを追加しました。「都道府県病院薬剤師会との連携」は、本会と都道府県病院薬剤師会の連携を一層密にして本会の効率良く質の高い運営及び活動を行っていくこと、「質の高い薬物療法の確保を図る」には、ますます発展するチーム医療のなかで、薬に関することは薬剤師が責任を持つことへの決意を表しています。

事業には、「会員の労働環境の整備及び福利厚生に関する事項」を追加しました。薬剤師の業務及び責任に対する診療報酬上の評価の獲得などをはじめとする職能発揮のための環境整備は、本会の最重要事項として今まで行って参りましたので明記することといたしました。

正会員資格は、所属施設に「介護保険施設」を加え、対象者を施設に「勤務する」ことから施設長から辞令を受けて、施設に在籍することを意味する「籍を有する」へ変更いたしました。正会員と特別会員は都道府県病院薬剤師会で選出される本会代議員資格と代議員数の算定にのみ違いがあり、講習会への参加、薬剤師賠償責任保険への加入等の会員の特典並びに委員会委員への就任資格等は同じです。

運営は、従来通り都道府県病院薬剤師会で選出された代議員（社員）が事業計画、事業報告、予算、決算、役員を選出等を議決して、その結果は会員へ日本病院薬剤師会雑誌や日本病院薬剤師会ホームページ等で報告されます。議決機関としては、今まで代議員による代議員会と正会員による総会から、一般社団法人移行後は代議員が出席する社員総会が最終の議決機関となり、代議員が議決の責任を負うこととなりますので、今後は正会員から委任状の提出は行わないこととなります。本会の運営に関し何か疑義がございましたら、各都道府県病院薬剤師会等にご意見をお寄せ下さい。会員との十分なコミュニケーションに基づく会の運営を行って参ります。

最後に、医療人たる薬剤師にはそれぞれの仕事に責任を持ち、患者に貢献する活動を行っていくことが国民から求められております。新公益法人制度に基づく一般社団法人はこれまでの社団法人より運営の自由度が高いため、社会、患者、他職種の医療人から評価される薬剤師のための運営に更に役員、事務局一同奮闘努力する決意です。会員の皆様の更なるご協力をお願いいたします。

旧定款	新定款
<p><目的> 本会は病院診療所に勤務する薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬学特に専門分野である臨床薬学、病院薬学及び病院薬局業務一般の進歩発達を図ることによって国民の厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p><事業></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 薬学の進歩、病院診療所薬剤師の学識技能向上に関する事項 (2) 病院、診療所薬局業務の近代化及び合理化の普及に関する事項 (3) 病院診療所における医薬品の適正使用のための指針の作成等に関する事項 (4) 公衆衛生の普及指導に関する事項 (5) 学会、講演会、研修会の開催及びこれに対する協力に関する事項 (6) 機関誌及び関係図書などの刊行に関する事項 (7) 内外の関係諸団体との協力に関する事項 (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項 	<p><目的> 本会は都道府県病院薬剤師会との連携のもと、病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、国民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p><事業></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療安全及び医薬品の適正使用に関する事項 (2) 生涯研修に関する事項 (3) 各種認定に関する事項 (4) 薬学教育の向上に関する事項 (5) 学術大会、研修会等の開催及び協力に関する事項 (6) 機関誌及び図書等の刊行に関する事項 (7) 調査研究に関する事項 (8) 国際交流に関する事項 (9) 関係諸団体との連携及び協力に関する事項 (10) 会員の労働環境の整備及び福利厚生に関する事項 (11) その他本会の目的を達成するのに必要な事項